

スタートアップ創出促進事業（トライアル起業チャレンジプログラム）運営管理業務 企画提案募集要項

1 趣旨

革新的なビジネス手法により急成長を目指すスタートアップは、経済成長を牽引するエンジンとして、また、社会課題の解決に取り組む主体として、地域にとって重要な存在である。

本県では、起業家が集う場づくり、資金支援、成長支援、人材育成を柱として取り組んでおり、特に、令和2年7月の大阪・京都と共に「スタートアップ・エコシステム拠点 グローバル拠点都市」（内閣府）への選定以降、その取組を強化している。

柔軟な発想で物事を捉える若者は上記スタートアップになり得る可能性を多く秘めており、次代の県内経済の担い手として、県内にてスタートアップとして起業を志向する若者の育成は必要不可欠である。

そこで若者を中心としたスタートアップとして起業に意欲がある者に対し、試行的な事業実施によるビジネスプランのブラッシュアップ機会を提供することにより、起業への決意を後押しするとともに、起業前後に多く存在する障壁を打破し、県内でスタートアップが生まれ、成長しやすい環境づくりを目指す。

2 応募資格

単体もしくは複数の事業者等により構成される共同体を代表する者であって、以下に掲げる要件を全て満たしていること。なお、複数の事業者等により構成される共同体を代表する者の場合は、全ての構成員が以下の要件を全て満たしていること。

- (1) 事業を円滑に遂行できる総合的な企画力、技術力、財務能力を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けていないこと。
- (3) 本県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 宗教又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制の下にある団体等でないこと。
- (5) 県税、市税、消費税及び地方消費税についての未納のない団体等であること。
- (6) 事業の実施にあたり、本県との打合せなどに適切に対応できること。
- (7) 業務内容について、守秘義務を遵守できること。

3 業務要件

別添のスタートアップ創出促進事業（トライアル起業チャレンジプログラム）運営管理業務仕様書（以下、「仕様書」という。）に沿ってコンペに応募する者自らが企画する業務であり、兵庫県が委託する業務として公序良俗に反するものでないこと。

4 委託条件

(1) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(2) 対象経費

スタートアップ創出促進事業（トライアル起業チャレンジプログラム）運営管理費
（仕様書 7 の本事業の実施に要する経費）

(3) 上限額

14,000千円以内（消費税及び地方消費税含む）

※ただし、令和 7 年度予算の成立が前提となるため、予算が提案通り成立しない場合は、事業内容及び委託金額等の大幅な変更や、本募集及び事業の実施を中止又は廃止する場合がある。

(4) その他

再委託は原則として禁止する。なお、再委託を必要とする場合は、あらかじめ本県と協議し、承諾を得た場合に限り認めるものとする。

5 スケジュール

令和 7 年 2 月 28 日 (金) 17 時	企画提案参加申込期限
令和 7 年 3 月 17 日 (月) 17 時	企画提案書の受付期限
令和 7 年 3 月 28 日 (金) (予定)	事業者選定委員会（プレゼンテーション審査）
令和 7 年 3 月下旬	選定結果通知
令和 7 年 4 月上旬（予定）	契約締結・事業開始
令和 8 年 3 月 31 日	事業完了

6 応募

(1) 企画提案参加申込

- ア 募集期間 令和 7 年 2 月 21 日 (金)～令和 7 年 2 月 28 日 (金) 17 時まで
- イ 提出書類 企画提案参加申込書（様式 1）
- ウ 提出方法 企画提案参加申込書にご記入のうえ、メールでお申し込みください。

(2) 企画提案書の受付

- ア 受付期間 令和 7 年 3 月 3 日 (月)～令和 7 年 3 月 17 日 (月) 17 時まで
- イ 提出書類

①企画提案申請書（様式 2）

②提案者概要（様式 3） ※必要な項目が記載されていれば任意様式でも可

③企画提案書（様式 4） ※必要な項目が記載されていれば任意様式でも可

④経費積算見積書（様式 5） ※必要な項目が記載されていれば任意様式でも可

⑤誓約書（様式 6）

⑥添付書類

- ・定款又は寄附行為（法人格を有していない場合は、規約等これに類する書類）
- ・履歴事項全部証明書（法人格を有していない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類）（提出の日において発行から 3 か月以内のもの）
- ・県税（全税目）、市町税（全税目）、消費税及び地方消費税（国税）に滞納がないことを証する書類（提出の日において発行から 3 ヶ月以内のもの）

(7) 県税の証明書の様式名：「納税証明書（3）」

※ 県内に事務所・事業所を有しない等により、兵庫県税の課税実績がない場合は、納税証明書に替えてその旨の誓約書（様式 7）を添付

(イ)国税の証明書の様式名:「納税証明書(その3の2)」又は「同(その3の3)」

(ウ)市町税の証明書は自治体により様式名が異なります。

- ・会社概要等、応募者の概要が分かる書類
- ・直近2カ年の財務諸表(事業報告書、貸借対照表及び損益計算書等)

ウ 提出方法

メールにより上記①～⑥を令和7年3月17日(月)17時までにデータで提出するとともに、受信確認のための連絡を電話ですること。

(3) 提出先 兵庫県 産業労働部新産業課新産業創造班 担当者 宛て

メールアドレス: shinsangyo@pref.hyogo.lg.jp

電話番号: 078-362-4156

(4) 内容についての質問等

ア 募集要項・仕様書に関する質問

令和7年2月28日(金)17時までに、事務局にメールにより届けること。

イ 質問に対する回答

令和7年3月5日(水)までにメールによりすべての参加者に回答する。

ただし、関係者などへの確認を要する質問等については、期限までに回答できないこともある。その場合は、期限までに回答できない旨の連絡をする。

(5) その他

ア 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とする。

イ 提出された企画提案書等は、本企画提案募集の審査のためにのみ使用する。

ウ 提出された企画提案書等は、返却しない。

エ 提出された企画提案書等は、非公開とする。ただし、企画提案書等について、公表の必要がある場合は、参加者の了解を得て、その全部又は一部を公表するものとする。

7 選定等

(1) 選定方法

選定委員会を設置のうえ、令和7年3月28日(金)実施予定のプレゼンテーション審査により、以下の項目について審査し事業者を選定する(別途、時間、場所などを連絡する。)。ただし、応募者多数の場合は、プレゼンテーション審査を実施する応募者を選定するための書面審査を実施する場合がある。

(2) 審査基準

審査カテゴリー	審査項目
ア トライアル起業チャレンジプログラム	ア-1 全体設計について（支援体制、スケジュール、目標設定 等） ア-2 事前講座について（内容、講師、回数 等） ア-3 コミュニティ構築・運営について（連携体制 等） ア-4 ビジネスプラン実証プログラムについて（内容、実施方法、メンタリング 等）
イ 参加者の募集・選定	イ-1 参加者の募集について（目標数、募集方法 等）
ウ ビジネスプラン実証にかかる支援および成果報告会	ウ-1 実証にかかる支援の内容について（予算、支援制度、支援内容 等） ウ-2 成果報告会の内容について（実施方法、場所、内容、規模、集客方法 等）
エ 団体の適格性・経費	エ-1 提案者について（事務局体制の充実度、スケジュールの妥当性、類似業務の実績、財務状況の安全性、事業費の妥当性・効率性 等）

(3) 選定結果

選定結果については、応募者全員に文書で通知する。

（ただし、審査経過や結果の内容等についての問合せには応じない。）

(4) その他

必要に応じて、提案者に対し、個別に内容の確認や書類の提出、ヒアリング等を行う場合がある。

8 委託契約の締結等

(1) 兵庫県は、選定された事業を提案した事業予定者と提案事業の実施方法等について、協議・調整を行う。その際、双方で確認のうえ、提案内容に修正・変更を加える場合がある。

(2) 契約条項は、兵庫県において示す。

(3) 契約の相手方となる事業者等は、兵庫県財務規則第100条第1項の規定に基づき、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する。

ただし、同項の各号のいずれかに該当する場合（保険会社との間に兵庫県を被保険者とする履行保証契約を締結する場合等）は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

9 契約の解除

(1) 委託契約に記載の条項に違反があったときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない、もしくは支払った委託料の一部又は全額の返還が必要となる場合がある。

(2) 上記（1）により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

10 委託料の支払い

(1) 委託料の支払いは、事業終了後に提出される業務報告書等に基づき、契約書に定められた内容に適合していることなどを兵庫県が確認したうえで支払う。

(2) 上記に関わらず、事業の遂行上必要な場合は部分払いができるものとし、その金額は、兵庫県において決定する。

- (3) 委託契約の内容どおりの事業執行が認められないなど、兵庫県が必要と認めるときは、委託料を減額する場合がある。

11 著作権等

本業務により製作される成果物の所有権、著作権は兵庫県に帰属するものとする。

ただし、成果物に受託者又は第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改編したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、兵庫県は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとし、受託者はそのために必要な著作権処理を行うものとする。

12 事務局

兵庫県産業労働部新産業課 新産業創造班 泉・中尾

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL：078-362-4156

FAX：078-362-4273

E-mail：shinsangyo@pref.hyogo.lg.jp